

**P C B 廃棄物、廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物の処理施設設置者の皆様へ
本特例措置を積極的にご活用ください。**

**公害の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に係る
課税標準の特例措置（固定資産税）**

特例制度の概要

本制度の利用により以下の廃棄物処理施設に係る**固定資産税の課税標準価格が変わります。**

P C B 廃棄物処理施設

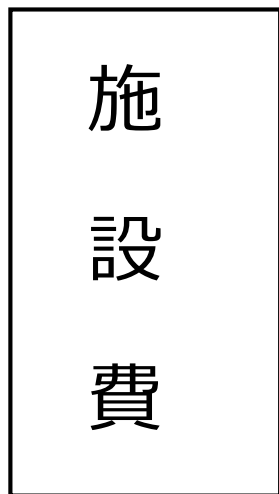
1 / 3

※どちらも対象は都道府県知事の
許可施設及び大臣認定施設

廃石綿等及び石綿含有産業廃棄物処理施設

1 / 2

特例措置なし



固定資産税に
ついての課税
標準の価格

特例措置あり



P C B 廃棄物処理施設
の場合、固定資産税に
ついての課税標準とな
る価格が 1 / 3

廃石綿等及び石綿含有
産業廃棄物処理施設の
場合、課税標準となる
価格が 1 / 2